

一般社団法人神奈川県剣道連盟 理事会規則

(理事会の招集、出席者等)

第1条 一般社団法人神奈川県剣道連盟(以下「当法人」という)の理事会は、法令および定款に別段の定めがある場合を除き、当法人の会長が招集する。

- 2 理事会は全理事をもって構成する。
- 3 支部理事は当該支部の他の会員を代理人として出席させ、その議決権を行使させることができる。この場合においては、当該支部理事はあらかじめ文書(紙媒体または電子的方法)により、当法人に対し届け出なければならない。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(理事会議長の選任等)

第2条 理事会の議長は、会長とする。ただし、会長に欠員又は事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により当法人の副会長または専務理事を議長とする。

- 2 前項にかかわらず、会長の選出および解職に係る議事は、当該理事会に出席した支部理事の中から互選によって選定された者が整理する。

(理事会議長の権限等)

第3条 議長は、理事会の議事を整理する。

- 2 議長は、前項の議事を整理するに当たり、当法人の副会長、専務理事若しくは常任理事又は監事であって当該理事会に出席した者から、必要に応じて助けを得ることができる。
- 3 議長は、前項の議事を整理する場合において必要があると認めるときは、理事および監事以外の者に出席を求め、又は意見を聴くことができる。

(事業計画および収支予算、その他の議決)

第4条 事業計画、事業報告および予算、決算について、理事会において決議し、総会に承認を得ることにより、成立する。なお、決算には貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)を用いる。

- 2 その他定款35条に定める決定等を行うことができる。
- 3 執行部提案議題の採決権は支部理事のみが有する。

(事務局長の選任および解任)

第5条 会長は、理事会が行う事務局長の選任および解任の決議に際し、当該事務局長の候補者を推薦するほか、必要に応じて意見を述べることができる。

(理事会の議事録等)

第6条 理事会の議事録に記載又は記録する事項は、別表のとおりとする。

- 2 議長は、全理事および監事に対し、当該総会議事録写しを送付するものとする。
- 3 議事録は紙媒体として10年間、電子的方法で20年間、事務局において保管する。
- 4 議事録は法人HPにおいて公開するほか、会員はあらかじめ事務局長に申し出た

うえで、いつでも事務局において閲覧できるものとする。

(理事と連盟との取引の制限)

第7条 理事が、以下の各号に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1)自己または第三者のためにする連盟の事業の部類に属する取引
- (2)自己または第三者のためにする連盟との取引
- (3)連盟が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において連盟と当該理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事項を理事会に報告しなければならない。

(理事会の運営に係る事務)

第8条 理事会の運営に係る事務は、事務局が処理するものとする。

(別表)議事録記載事項

- (1)理事会が開催された日時および場所(当該場所に存しない理事または監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)
- (2)理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - ア 一般社団法人および一般財団法人に関する法律(以下「法」という)第93条第2項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
 - イ 同条第3項の規定により理事が招集したもの
 - ウ 法101条第2項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの
 - エ 同条第3項の規定により監事が招集したもの
- (3)理事会の議事の経過の要領およびその結果
- (4)決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (5)法第92条第2項、第100条又は101条第1項の規定により理事会において述べられた意見または発言があるときは、その意見または発言の内容の概要
- (6)議事録署名人 代表理事および監事
- (7)理事会の議長の氏名
- (8)法第96条により理事会の決議があったものとみなされた場合または法第98条第1項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合は、法務省令に掲げる事項

附 則

この規則は、令和7年4月1日より施行する。